

県民と県議会との意見交換会傍聴要領

平成 27 年 11 月 27 日 広聴広報会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 意見交換会の傍聴を希望する方は、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 意見交換会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、意見交換会を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が意見交換会を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 意見交換会を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、意見交換会を傍聴する際は次の事項を守ってください。

- (1) 意見交換会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、進行を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、意見交換会の座長の許可を得た場合はこの限りではないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。